

伝えることを考えてみる

●住所=串間市大字西方5500-2 ●☎/FAX=0987-27-3075 ●開館日=平日 午前9時~午後6時
●メール=kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp ●HP=http://kushima-panerp.com/

今回より内容を凝縮し、より市民活動において役立つ情報を中心に発信していきます。現在活動されている方、またこれから何か始めたい方にも、なにかのきっかけや少しでも役に立てればと考えます。

伝えることを考えてみる

「やる気が空回りしている気がする」「みんながついてきてくれない」と感じたことはありませんか？私自身も経験があり、よく耳にもします。そこで今回『やる気の伝え方』についてコラムします。

そのような悩みは、この市民活動やまちづくりの取り組みにおいても共通する問題であり、一度立ち止まってやる気の伝え方について考える必要があります。

「やる気」の共有はでき、そこでききなりですが、「やる気」の共有はできないものだと認識してください。例えば「まちづくり」をしている側からすると「同じまちの住人」というだけでやる気は共有できる気がしますが、言われる側からすると「地域活性化」「人口減少」と言われても結局「他人事」と感じるのが現実です。

ではどうすればいいのかわ。やる気を共有しようとせず、情報を共有してみようというのではどうでしょうか。どうして地域を変えようと思ったのか、そこに行きつくプロセスで得た情報を伝える。最初から、結果ではなく、そのプロセスの共有こそがやる気の伝える一番の方法ではないでしょうか。

私たちも反省しています。それができていなかったと。「伝える」ことも私たちの役目です。市民団体のやる気・熱意を、伝わるように伝えていきます。

第3子以降の出生祝い金を30万円支給します

その他にも、妊婦一般健康診査の助成額の拡充や、子宮頸がん検査の費用助成も始まります。



第3子以降の出生祝い金を一人につき30万円支給します

第3子以降の出生を奨励し、多子世帯の経済的負担を軽減することで、子どもの健やかな育成と市の活性化を図ることを目的に出生祝い金を支給することになりました。

◎対象になる方
出生祝い金の支給の対象となるのは、平成27年4月1日以降に出生した第3子以降の子どもです。

◎支給内容
出生祝い金の支給額は、対象児1人につき30万円です。このうち、半額は串間市共通商品券での支給となります。

◎支給方法
出生祝い金の支給を受けようとする保護者は、出産日から60日以内に、串間市福祉事務所(串間市総合保健福祉センター内)で申請手続きをお願いいたします。必要となるもの：印鑑、保護者の通帳、本人確認のための運転免許証など

妊婦一般健康診査の助成額を拡充し、子宮頸がん検査の費用も助成します

妊婦の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実に向けて、平成27年4月1日から妊婦健康診査公費助成額を増額します。

これにより、妊婦健康診査の標準的な検査は串間市妊婦一般健康診査助成券をご利用いただくことで自己負担がからなくなり、助成券の記載以外の検査、治療を受けた場合については、自己負担が生じることがありません。

また、妊婦健診1回目を受ける子宮頸がん検査の費用についても助成します。

◎対象になる方
妊婦健康診査受診券の交付を受けて平成27年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する妊婦

◎助成方法
母子健康手帳と同時に交付された妊婦健康診査受診券を医療機関にご提示ください。なお、平成27年3月31日までに発行された妊婦健康診査受診券は、そのまま使用できません(受診券の交換の必要はありません)。

また、妊婦健診1回目を受診

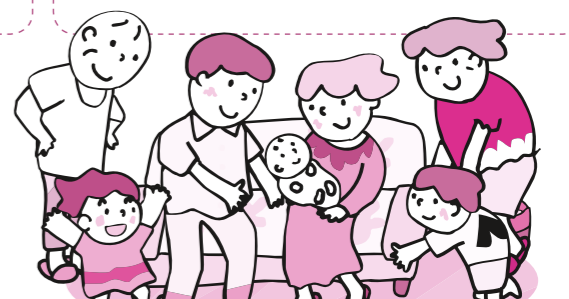
◎支給方法
出生祝い金の支給を受けようとする保護者は、出産日から60日以内に、串間市福祉事務所(串間市総合保健福祉センター内)で申請手続きをお願いいたします。必要となるもの：印鑑、保護者の通帳、本人確認のための運転免許証など

◎助成内容
妊婦一般健康診査
標準的な検査=無料
*平成27年4月1日以降の妊婦健康診査受診分から変更となります。

◎子宮頸がん検査
妊婦健診1回目を受ける子宮頸がん検査が無料となります。

問い合わせ先

福祉事務所こども政策係
☎72-0333



第18回統一地方選挙 あなたの一票が未来を決める! 投票へ行こう!!

宮崎県議会議員選挙
串間市議会議員選挙
が行われます

宮崎県議会議員選挙
投票日 4月12日(日)
告示日 4月3日(金)

串間市議会議員選挙
投票日 4月26日(日)
告示日 4月19日(日)

●期間
○宮崎県議会議員選挙
4月4日(土)~4月11日(土)
○串間市議会議員選挙
4月20日(月)~4月25日(土)
●時間 〓いずれも午前8時半~午後8時
●場所 〓串間市役所1階A会議室
※土・日曜日にも投票できます。

宮崎県議会議員選挙の投票に係る注意点

平成27年1月3日以降、宮崎県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地(選挙区は旧住所地の属する選挙区)で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

旧住所地で投票する際には、「引き続き宮崎県内の区域内に住所を有する旨の証明書(居住証明書)」が必要となりますので、投票日までに最寄りの市役所や役場の市民課等に申し出て証明書の交付を受けてください。期日前投票をする際にも必要です。

問い合わせ先
選挙管理委員会
☎内線271

●投票時間 〓いずれも午前7時~午後6時まで(第32・33投票所は午後4時まで)

●投票場所 〓いずれも指定された投票所(入場券に記載されています)。

※入場券を忘れても、指定された投票所に行けば投票できます。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等で投票に行けない方は、期日前投票を行うことができます。